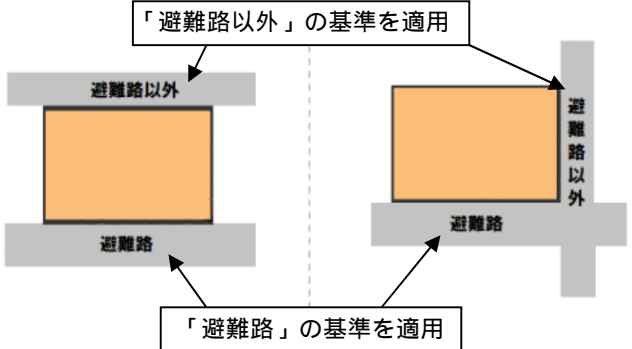
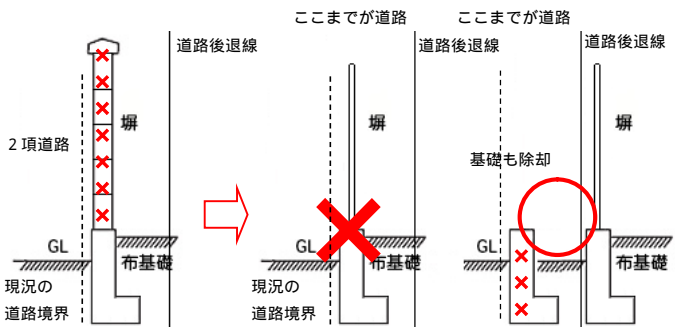



ブロック塀除却・改修補助に関するQ & A

R5.6.23 改訂

番号	Q . 質問	A . 回答
【目的】		
目的 1	ブロック塀の除却・改修補助の目的は何ですか。	過去の震災で多くのブロック塀の倒壊被害がありました。倒壊した塀の下敷きとなった犠牲者の発生や、倒壊した塀が道路をふさぎ、避難や消火活動の妨げとなった場合があります。これらの被害を未然に防ぎ安全で安心できるまちづくりの実現のため、建築物の耐震対策と併せてブロック塀の耐震対策を促進することを目的としています。
【定義】		
定義 1	不特定の者が通行する道とはどのようなものですか。	<p>広く一般公共の用に供する道をいいます。建築基準法 42 条 2 項・3 号の道路、農道、臨港、公衆用道路登記なども含みます。ただし、私道や個人敷地内にある道は含みません。</p> <p>また、公園等の不特定の者が通行または利用する空間（植栽等があり人が近づくことのない空間は除く）に面するブロック塀等も補助の対象です。</p>
定義 2	敷地に接する道が 2 面あり、避難路沿いと避難路沿い以外の道に接する場合は、どちらの基準（基準単価、上限額）を適用すればいいでしょうか。	<p>避難路、避難路以外のそれぞれの基準（基準単価、上限額）を適用します。</p> 
定義 3	2 項道路とは何ですか。	<p>建築基準法第 42 条第 2 項の指定を受けた幅員 4 m 未満の道をいいます。幅員を 4 m にするためにセットバック（道路後退線）が必要で、道路内のブロック塀を全て除却し、セットバックした位置にフェンスを新設する場合は補助の対象となります。</p> 

定義 4	補助の対象としてブロック塀の高さを「60cmを超える」としているのはなぜですか。	地震により転倒した際に児童の命に係わる被害ができるおそれがある塀の高さを60cmと仮定して高さを設置しています（転倒時に頭にブロック塀が当たらない高さ）。
定義 5	組積造の塀とはどのようなものですか。	レンガ積みの塀や石積みの塀が該当します。鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀も組積造として取り扱います。
定義 6	危険なブロック塀とはどのようなものですか。	危険なブロック塀とは、不特定の者が通行する道路に面したブロック塀等（高さが0.6mを超えるもの）で、別表第3又は第4の点検表により建築士等が危険と判断したものをいいます。
定義 7	ブロック塀の高さはどこを計りますか	原則、道路面側からの高さをブロック塀の高さとします（図参照）。
定義 8	ブロック塀の長さに控壁の長さを含めても良いですか。	ブロック塀の長さを含めることはできません。
【対象（除却）】		
除却 1	塀に付随する門柱、門扉は、補助の対象となりますか。	塀に付随する門柱、門扉であれば、除却、改修ともに補助の対象となります。
除却 2	道路から少し離れた位置にブロック塀がありますが、補助の対象となりますか。	転倒することで道路に影響がある場合は、補助の対象となります。
除却 3	ブロック塀の基礎を除却しない場合でも補助の対象となりますか。	基礎を除却しなくても補助の対象になります。ただし、2項道路沿いの場合を除きます。なお、令和5年度から、塀と同時に基礎を除却する場合、補助額等の割り増しがありますのでご活用ください。
除却 4	ブロック塀を2、3段だけ残す場合は、補助の対象となりますか。	残す部分が60cm以下で、 <u>基礎があり</u> 、点検表（別表第3又は第4）により安全性が確認できる場合のみ補助対象となります（段が低くなっても劣化等があり点検表第3又は第4に該当する場合は対象外となります）。ただし、2項道路沿いの場合を除きます。

除却 5	控壁がないが、高さを 2.2m から 1.2m へ下げる改修も補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
除却 6	申請人が自らブロック塀の除却等をする場合は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。申請人が工務店、建設業者、解体業者に依頼して行うブロック塀の除却等が補助の対象です。
除却 7	所有者が法人でも補助の対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、工事費を税抜きとして申請するか、工事費が税込みの場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。
除却 8	擁壁の除却は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。ただし、擁壁がブロック塀の基礎を兼ねていると判断できる場合は対象となります（除却 14 参照）。
除却 9	自宅と貸家の 2 棟分の塀の安全対策を実施する場合、それぞれの塀が補助の対象となりますか。	自宅の塀と貸家の塀を明確に区分できる場合、それぞれ補助の対象とできます。
除却 10	塀の延長が長い場合、補助金限度額で除却できる範囲のみの工事と実施したいが、補助の対象となりますか。	危険なブロック塀が一部残る状態であれば、補助の対象になりません。
除却 11	同一敷地内で危険なブロック塀と健全なブロック塀が混在する場合、除却費の全てが補助の対象となりますか。	健全なブロック塀の除却費等は補助の対象になりません。危険なブロック塀のみが補助の対象となります。
除却 12	既設擁壁や側溝等の上にブロック塀がある場合、塀を 2、3 段だけ残す除却は補助の対象となりますか。	既設擁壁や側溝等の上に塀がある場合は、基礎としての構造強度や差し筋が不確かで、安全性の確認ができない場合は、補助の対象になりません。
除却 13	除却の補助の対象について、図のようなフェンス併用型のブロック塀は補助の対象となりますか。また、対象となる場合、フェンスの除却費用も補助の対象に含めることはできますか。	補助の対象となります。ただし、フェンスの除却費用は補助の対象になりません。
		
除却 14	擁壁の上部に設置されたブロック塀の除却に併せ擁壁を除去する場合、擁壁を基礎と考えて「基礎を併せて除却する場合」に該当しますか。	擁壁部分がブロック塀の基礎（ブロック塀と土地とを定着させ、ブロック塀の自重や地震力を地盤に伝達する部分）を兼ねているのであれば、擁壁を基礎と考えて「基礎を併せて除却する場合」に該当します（除却 3 参照）。
【対象（改修）】		
改修 1	危険なブロック塀を除去した後、塀の復旧にあたりどのような改修が補助の対象となりますか。	金属製フェンス、木製フェンス等の軽量の柵、生垣等へ作り替えを行うもので、塀の機能を保つために設置するものが補助の対象となります。

改修 2	ブロック塀を除却した後に軽量フェンスを新設する場合、フェンスの下部をコンクリートブロック造にできますか。	コンクリートブロックを数段設置し、その上にフェンスを新設するものは、補助の対象となりません。ただし、CP 型枠ブロックなどの鉄筋とコンクリートで立ち上げた構造とする場合で、その高さが 60cm 以下の場合を対象とします。
改修 3	既存のブロック塀の基礎等の一部や石積み擁壁等をフェンスの基礎とする工事は、補助の対象となりますか。	既存基礎を利用する場合、設置するフェンスの安全性を確保するため、既存基礎がフェンスの基礎として十分な構造でない場合は補助の対象になりません。また、既存擁壁上にフェンスを設置する場合は、擁壁を含めて安全性の確認をする必要があります。
【対象（その他）】		
その他 1	除却を今年度、フェンス等への改修を来年度以降行う場合は補助の対象となりますか。	補助の対象なのは、除却の補助を受けた翌年度に改修の補助を申請する場合に限ります。
その他 2	改修のみ補助を受けることはできますか。	前年度または今年度に本補助制度を用いて除却を行ったものでなければ、補助の対象にはなりません。
その他 3	すでに工事を終わっていますが、補助の対象となりますか。	事業の交付決定を受ける前に着手した工事は補助対象にはなりません。
【工事費】		
工事 1	控壁の除却費用については補助の対象となりますか。	補助対象となります。除却工事の代金の中に含めてください。
工事 2	見積書の作成方法を教えてください。	塀の除却、基礎の除却、フェンス等の新設にわけて作成してください。これらに直接関係しない費用は、補助の対象外です。
【点検】		
点検 1	別表第 3、第 4 の点検表は誰が確認しますか。	補助金申請前に個人または個人が依頼した建築士及びブロック塀診断士が行い、点検表に署名のうえ申請書を提出してください。
点検 2	点検表に署名する建築士は木造建築士でもよいか。	木造建築士は対象になりません。1 級、2 級建築士の必要があります。